

相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム 設置要綱

平成28年8月8日
厚生労働大臣伺い定め

1. 目的

平成28年7月26日に相模原市の障害者支援施設において殺傷事件が発生し、同年8月8日に「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。

厚生労働省においても、当該事件の検証と再発防止策等を検討するため、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（以下「検証・検討チーム」という。）を開催する。

2. 組織

- (1) 検証・検討チームは、別紙の構成員並びに関係省庁等をもって構成する。
- (2) 検証・検討チームの構成員は、厚生労働大臣が任命する。
- (3) 検証・検討チームに座長を置き、厚生労働大臣が指名する。

3. 身分等

- (1) 構成員は、厚生労働大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員とし、任期は、平成28年12月31日までとする。
- (2) 構成員に欠員が生じたとき新たに任命された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 構成員の報酬は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条に定めるところによる。

4. 庶務

検証・検討チームの庶務は、必要に応じて、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課及び医薬・生活衛生局の協力を得て、社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。

5. 運営

検証・検討チームの運営に関して必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、座長が検証・検討チームに諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

(別紙1)

相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び
再発防止策検討チーム構成員

(構成員)

- | | |
|---------|---|
| 岩崎 俊雄 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会副会長 |
| 久保野 恵美子 | 東北大学大学院法学研究科教授 |
| 田中 正博 | 全国手をつなぐ育成会連合会統括 |
| 中原 由美 | 福岡県糸島保健福祉事務所長 |
| 平田 豊明 | 千葉県精神科医療センター病院長 |
| 松田 ひろし | 特定医療法人立川メディカルセンター柏崎厚生病院院長 |
| 松本 俊彦 | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部部長 |
| 村上 優 | 独立行政法人国立病院機構榊原病院院長 |
| ○山本 輝之 | 成城大学法学部教授 |

(○：座長)
(五十音順、敬称略)

(別紙2)

相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び
再発防止策検討チーム関係省庁等

(関係省庁等) 内閣府
警察庁
法務省
文部科学省
厚生労働省
神奈川県
相模原市